

### 荷主と運送人の責任範囲テーマにセミナー

## コンテナ受取拒否事案の実務解説

（株）インターリンクは10月26日、東京都千代田区の常盤橋タワーで、「荷主と運送人の責任範囲」コンテナ受取拒否された際の「実務」をテーマに、東京海上日動と共催でセミナーを開催した。講師は、弁護士法人山口総合法律事務所（株）インターリンクの仁井稔大弁護士と星英樹弁護士が務め、受荷主が到着地においてコンテナ貨物の引取りを拒否した際の解説を行った。当日はフォーワーダー、通関業者、運送業者、荷主ら40人が参加した。

セミナーの冒頭、東京海上日動総合営業第二部長兼営業第一室課長の藤田賢徳氏があいさつし、「コンテナ受取拒否された際の実務と題して、実務と法理論の両面から荷主と運送人でそれぞれの立場での対応方法について仁井弁護士・星弁護士からご説明をいただきます。日常での皆さまのオペレーションの気付きの一助にしたいだけでなく、事前のリスクに対する備えについて、インターリンクと東京海上日動で、保険面での補償のご提案と事故が発生した際



左から星弁護士、仁井弁護士

の損害サービスを通じてお役に立てるようご支援をしていきます」と述べた。

た際は初動がとても大事だとした上で「まずは着地・発地での状況確認、荷送人の指示を聞くことが必要であり、この初動の対応で最終的な結果が大きく変わってくる」と説明した。

星弁護士は留置権競売の仕組みについて説明し、「引き取り手がない貨物を運送人がリスクなく処分を行うために留置権競売を行うことが大切だ」とした。また、運送人から荷主に対して、コンテナが引取拒否に伴う費用（保管料・コンテナデマレージ・ディテンション等）を荷主側で負担すべきことについて、運送開始前に見積書や契約書で説明しておくべきだとした。さらに、これらの手続きを行う際は、急ぎの場合でも書面やメールで後から確認ができるようやり取りを残しておくことが重要だと強調。契約関係や各国の法律など複雑な事情が絡むため、問題が発覚した際は速やかに弁護士に相談することを勧めた。講演後の質疑応答では、質問が多く寄せられた。